様式第6号（第14条関係）

椎建管発第　　　　　号

年　　月　　日

住所　椎葉村大字　　　　　　番地

氏名　　　　　　　　　　　　　殿

椎葉村長　　　　　　　　　　　　　㊞

年度　集落道開設事業等補助金の交付決定について

　　年　　月　　日付で交付申請のあった集落道開設事業の補助金については、次のとおり交付することになったから集落道開設補助金交付要綱により通知する。

1．交付決定額　　　　　　　　　　　　　　　　円

2．交付決定内容

補助金の交付対象となる事業は、　　年　　月　　日付で申請のあった　集落道開設事業で、その内容は交付申請書記載のとおりとする。

3．交付決定条件

(1)　この事業により行われた施設の維持管理災害復旧事業は事業実施団体が行わなければならない。

(2)　村長は前項について必要な措置命令、指示を行うことができる。

(3)　事業実施団体はこの施設を目的変更、処分、貸与その他第三者の使用に対する使用料徴収等をなす場合は、予め村長に書面をもって申し出、村長の了解を得なければならない。

(4)　事業実施団体は、この施設が国又は地方公共団体の行う事業について必要を生じた場合は、国又は地方公共団体の申し出による協議に応じなければならない。

(5)　事業実施団体は、この施設が林道に編入される場合、村道県道として認定された場合は、施設全部を異議なく無償提供しなければならない。